

## 議会運営委員会記録【未校正速報版】

○招集日時 令和6年 2月26日(月) 午前10時00分

○招集場所 取手市議会議場

○出席委員	委員長	長	赤羽直一
	副委員長	長	落合信太郎
	委員	員	小堤修
	〃		石井めぐみ
	〃		金澤克仁
	〃		佐藤隆治
	〃		入江洋一
	〃		遠山智恵子

○欠席委員 なし

○出席説明員 なし

○職務のため出席した者	議長	長	岩澤信
	議会事務局 長		吉田文彦
	議会事務局 長補佐		小笠原一裕
	議会事務局 係長		永井宏幸

○その他の出席者	委員外議員	根岸裕美子
----------	-------	-------

○調査事件 (1) 令和6年第1回定例会について  
(2) その他

○調査の経過

午前10時00分開議

○赤羽委員長 ただいまの出席委員数8名。定足数に達していますので会議は成立します。ただいまから議会運営委員会を開会します。

次に、本日の会議の映像は、市議会ユーチューブサイトでライブ配信します。それでは、協議事項に沿って会議を進めます。最初に、令和6年第1回定例会について協議します。

①一般会計予算・決算審査特別委員会の設置について協議します。事務局の説明を求めます。

小笠原補佐。

○小笠原議会事務局長補佐 それでは、説明のほうさせていただきます。資料の1を御覧ください。特別委員会の設置についての資料でございます。今回、こちら名称のほうを一

—委員会の名称を予算の審査から開始しますので、一般会計予算・決算審査特別委員会とさせていただきます。審査の目的は、取手市一般会計予算（補正予算を除く）・決算に関すること。委員会の定数は丸で空欄とさせていただきます。審査の期間は令和6年2月の29日から令和8年2月の14日まで、閉会中もなお審査を行うことができるものとするさせていただきますので示させていただきます。これら4つの項目につきまして御協議いただければと思います。お願いいたします。

○赤羽委員長 説明が終わりました。

この項目について、御意見ございませんか。

金澤委員。

○金澤委員 金澤です。こういった形の特別委員会の設置でよいと思います。また委員の定数は、今までも10名でしたので、10名がよいかと思います。以上です。

○赤羽委員長 そのほか。

遠山委員。

○遠山委員 おはようございます。今回改選されて、一人会派というか——無所属というのかな——無会派の方が3名いらっしゃるというところでは、その辺は今回どのように配慮したらいいのかな——配慮という言葉が適切かどうか分からないんですけど、やっぱり市民の負託を得てここに来てるわけですから、決算・予算となるととても大事な審査なんで、その辺どのようにするのか、ちょっとここで協議していかなくちゃならないんじゃないかなと思ひまして、どうでしょうか。

○赤羽委員長 遠山委員からこのような意見がありました。皆様の御意見どうですか。

入江委員。

○入江委員 私はこれまでどおりでいいと思います。それと、その前に金澤委員から10名ということが出てたんで、まず人数から決めていったほうがいいんじゃないですか。

○赤羽委員長 まず人数から決めたほうがいいんじゃないかという意見がありました。

遠山委員。

○遠山委員 人数からとなれば、今24人というところでは、その半分の12名を私は求めたいと思います。——広げるといいよね。

○赤羽委員長 そのほか。——今、金澤委員のほうから10名、遠山委員のほうからは12名という意見が出ました。それぞれ理由があるかと思うんですが、それではここで採決をさせていただきます。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 だって10名か12名か2つの案しかないんだっつらば、それしかないでしょう。

遠山委員。

○遠山委員 何事多数決ということになるのは、分からなくはないんですけど、私、前段で申し上げたように——言ったように、3人も——3人もという言い方、変ですけど、ちょっと一人会派というか無所属の方がいるというところでは、その辺どうなんだろう。これまでどおりの——これまでどおり10名で終わりにする、そうやって多数決で決めちゃ

う。

○赤羽委員長 それについて御意見のある方いらっしゃいますか。

○遠山委員 ちょっと考えてはみようよ。

○赤羽委員長 小堤委員。

○小堤委員 12名というのと、24割る2で12なんでしょうけど、議長と監査の人は果たしてこの委員会に——予算委員会——予算・決算委員会に入ってどうなのかなというところが一つ私にはあります。だからその人を抜くと10でいいんじゃないかなと、そう思います。

○赤羽委員長 そのほか御意見ございませんか。——それでは挙手で決めましょう。では、12名がいいと思う方、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○赤羽委員長 ありがとうございます。1名ですね。

10名がいいと思う方。

〔賛成者挙手〕

○赤羽委員長 10名が多数です。それでは、人数は10名ということで議論していきたいと思えます。

そうしますと、事務局のほうから10名だとどういう組合せになるか、それをちょっと説明願えますか。

議長。

○岩澤議長 おはようございます。今10名ということで決まりました。根岸議員のほうから事務局のほうにメールが届いておりまして、2点内容がございます。まず、今お話出ていた無会派の方たちの委員会——特別委員会に属さないのかという——属せないのかという内容が1点。あと定例会始まりますが、無会派の方たち資料請求が——これ会派ごとに資料請求しているので、その内容も踏まえて議会運営委員会のほうで、こちらも協議していただきたいと思えます。よろしくお願います。

○赤羽委員長 今、議長のほうから無会派からの要望をお伝えしました。資料請求の件は後にして、取りあえずは特別委員会のほうの決着をつけたいと思えますので。まず、特別委員会の名称は、取手市一般会計予算・決算審査特別委員会。調査目的は、取手市一般会計予算（補正予算を除く）・決算に関すること。委員定数が10名。審査期間は令和6年2月29日から令和8年2月14日までとし、閉会中もなお審査を行うことができるようにするというところでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 では、こうすることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○赤羽委員長 全員賛成です。したがって、そのように決定いたしました。

それでは、会派の案分については、ここで決めますか。

ちょっと休憩します。

午前10時08分休憩

午前10時16分開議

○赤羽委員長 開再します。

今事務局のほうから説明がありまして、比例案分でやりますと、創和会が4.29、みらい——何だっけ……

〔「みらい・維新・国民の会」と呼ぶ者あり〕

〔「みらいでよろしいかな」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 みらい・維新・国民の会——これからのみらい・維新・国民の会は「みらい」と略してよろしいですか。

○入江委員 いいですよ。

○赤羽委員長 じゃあ、そうさせていただきます。

〔笑う者あり〕

○赤羽委員長 みらいが1.90、公明党1.90、日本共産党1.90で、四捨五入しますと、創和会4、みらい1——みらい2、公明党2、日本共産党2という形が比例案分になります。このように決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 異議なしと認め、そのように決定させていただきます。

では、予算・決算特別委員会については以上でございます。

次に、会期日程について事務局の説明を求めます。

○小笠原議会事務局長補佐 会期日程について、御説明いたします。資料の2を御覧ください。今定例会の会期は、2月の29日から3月の21日までの22日間を予定しております。なお、会期の日程ではございませんが、本日午後1時から提出予定議案のオンライン説明がございますので、よろしく願いいたします。会期の説明については以上でございます。

○赤羽委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

遠山委員。

○遠山委員 確認なんですけど、特別委員会——予算・決算特別委員会が結成されての——なると思うんですけど、一応議運なんでね。前回ちょっと改善をとということで何かいろいろ決めたんですけども、その辺の日程というのは、引き続きということでよろしいんですね。それだけ確認。

○赤羽委員長 小笠原補佐。

○小笠原議会事務局長補佐 すみません、今説明のほうをさせていただきました会期日程のほうですと、予算・決算審査特別委員会のほうは3日間の予定で——これまでと同じような形で3日間の予定でお示しのほうをさせていただいているような状況でございます。

○赤羽委員長 審査の方法については特別委員会のほうで審議してください。

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 なしと認めます。

事務局の説明のとおり決定することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

次に、一般質問についてです。通告事項一覧がサイドボックスに登載されておりますので、市政に関しないのではないかなど確認いただけてると思います。事務局の説明を求めます。

小笠原補佐。

○小笠原議会事務局長補佐 一般質問の通告についてでございます。資料の3を御覧ください。今回は、2月29日の初日に3名、2日目の3月1日に7名、3日目の3月4日に6名、4日目の3月5日に6名、合計22名の方から通告をいただいております。内容が市政に関してでないもの等ないか、通告の内容の御確認をいただければと思います。説明は以上でございます。

○赤羽委員長 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 質疑なしと認めます。

事務局の説明のとおり決することに、賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○赤羽委員長 全員賛成です。したがって、そのとおり決定いたします。

次に、議案の付託について、事務局の説明を求めます。

小笠原補佐。

○小笠原議会事務局長補佐 議案の付託についてでございます。資料の4、議案付託表を御覧ください。一般会計補正予算につきましては、各常任委員会に分割付託となります。したがって、議案第23号、令和5年度取手市一般会計補正予算（第12号）につきましては、各常任委員会へ分割付託となっております。また、1点、御協議いただきたいところがございます。資料の4の裏面のほうになるんですけども、建設経済常任委員会に付託のほうを入れております、議案第17号、取手市手数料条例の一部を改正する条例についてでございます。こちらのほう、内容が建築指導課と消防予防課の内容で、建設経済と総務文教常任委員会のほうにまたがってございます。内容が——建築指導課の内容が長期優良住宅建築等計画等認定申請における手数料の額の改定、予防課のほうは危険物貯蔵所の設置許可申請手数料の額の変更の内容となっております。予防課の手数料は市内には該当する建物がないということで、主立った建築指導課のほうの建設経済常任委員会に仮に入れさせていただいているような状況でございます。このように複数の委員会にまたがる議案の場合、過去には付託を省略し、採決まで行っていただくような形で行ったケースもございます。今回は主立った委員会に——建設経済常任委員会のほうに入れておりますが、仮に建設経済常任委員会のほうに付託をした場合は、予防課を建設経済常任委員会のほうに呼んで対応していただくような形を取るような形になると思われまして、どのような形にしたらいいかというところを御協議いただけたらと思います。なお、こちらには記

載がございませんが、開会までに1件、議案の追加送付が見込まれております。取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。内容的にこちらは総務文教常任委員会へ付託となる予定ですので、その件も併せて御協議をお願いしたいと思います。説明は以上でございます。

○赤羽委員長 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

金澤委員。

○金澤委員 先ほど小笠原さんからありました議案の第17号なんですけれども、これは事務局の提案のとおり、建設経済常任委員会に付託をして、予防課の方に出席してもらえばいいと思います。以上です。

○赤羽委員長 そのほか御意見ございませんか。——なしと認めます。

それでは、事務局の説明のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○赤羽委員長 全員賛成です。したがって、そのとおり決定いたします。

次に、請願の取扱いについてです。事務局の説明を求めます。

小笠原補佐。

○小笠原議会事務局長補佐 請願でございます。2月の21日の17時が今定例会で取り上げる請願の受付の締切日となっておりますが、提出のほうは1件もございませんでした。説明は以上となります。

○赤羽委員長 説明が終わりました。——ないんですから、採決する必要もないですね。

次に、初日の議事日程について、事務局の説明を求めます。

○小笠原議会事務局長補佐 御手元の資料の5-1、初日の議事日程（第1号）を御覧ください。初日に先議でお願いしておりますのが、契約案件となります日程第8、議案第21号、取手小学校他7校小学校教師用デジタル教科書・教師用指導書の取得についてと、日程第9、議案第22号、令和5年度取手市一般会計補正予算（第11号）、また人事案件となります日程第12、同意案第2号、取手市教育委員会委員の選任に関する同意についてと日程第13、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。これらにつきましては、申合せのとおり、付託せずに、初日に先議していただくものとなります。

さらにこの後、本日の協議事項のその他で御説明のほうさせていただきますが、日程の第4、委員会または議員提出議案第1号として取手市議会会議規則の一部を改正する規則についても、付託せずに初日に先議をお願いするものでございます。こちらについては、後ほど詳細に説明のほうさせていただきます。

以上5件につきまして、初日に質疑、討論、採決まで行うものとしてお示しのほうさせていただきます。説明は以上となります。

○赤羽委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 なしと認めます。

それでは事務局の説明のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○赤羽委員長 全員賛成です。したがって、事務局の説明のとおり決定いたします。

次に、⑦のその他です。第1回定例会について、議長や委員の方からございませんか。  
——なしと認めます。

続いて、次第の2に移ります。仮議長の選任を議長に委任する件についてです。仮議長については、地方自治法第106条で、正副議長に事故があるときは仮議長の選挙を行い決定するか、仮議長の選任を議長に委任することになっております。これまで正副議長ともに感染症や災害等の事故により開会ができない状態を避けるため、あらかじめ議会運営委員会委員長を仮議長に選任することを議会で決定していました。また、議会運営委員長も欠けたときは総務文教委員長、福祉厚生常任委員長、建設経済常任委員長の順に指名推選で決定すると申合せとしておりました。これまで同様、現議長の任期中においても、この申合せのとおり行いたいと考えますが、これに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 なしと認めます。

それではお諮りします。仮議長については、これまでと同様に議会運営委員会委員長を議長が選任しておくこととし、議運委員長も欠けた際には、総務文教、福祉厚生、建設経済の常任委員長の順で指名推選により選挙する申合せとすることに、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○赤羽委員長 全員賛成です。したがって、事務局の説明のとおり決定いたします。

次に、令和6年度第1回市民との意見交換会についてです。例年、第1回市民との意見交換会は5月の第2土曜日に開催しておりますが、本年度は5月11日が第2週の土曜日となりますが、例年同様この日程で開催することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

そのほか、意見交換会の実施内容の詳細については、これまでワーキングチーム会議を開き決定してまいりました。今回もワーキングチームを中心に進めていくことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

続いて、ワーキングチームの——チーム員の構成についてです。これまでは正副議長、議会運営委員会委員長、各会派から1名ずつ、合計8名で構成していました。今回、ワーキングチームの構成についてどのようにするか、御意見ございませんでしょうか。——じゃあ今までどおりということではよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 では、そのように決定いたします。次回意見交換会のワーキングチームの

構成については前回同様とし——合計8名か、そうですね、構成については8名とすることに賛成の委員は举手願います。

〔賛成者举手〕

○赤羽委員長 全員賛成です。したがって、ワーキングチームの構成については、正副議長、議会運営委員長、各会派から1名ずつの計8名と決定しました。

そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 質疑なしと認めます。では……。

○小笠原議会事務局長補佐 すみません、1点、よろしいでしょうか。

○赤羽委員長 小笠原補佐。

○小笠原議会事務局長補佐 すみません、私、先ほどの説明の中で、質疑通告のスケジュールについてちょっと説明が漏れてしまいましたので、改めて説明のほうをさせていただきたいと思います。質疑通告のスケジュールにつきましては、資料の5-2のほうを御覧いただけたらと思います。こちらは申合せのとおり、一般会計補正予算は事前通告制となりますので、ただいま説明させていただいた議案第22号——先ほど説明させていただきました議案第22号、令和5年度取手市一般会計補正予算（第11号）につきましては、初日に質疑がございますので、2月の28日水曜日の午後1時までの提出をお願いいたします。また、議案第23号、令和5年度取手市一般会計補正予算（第12号）、議案第29号、令和6年度取手市一般会計予算につきましては、3月6日が議案質疑付託の日となっておりますので、3月5日の午後1時までの提出をお願いいたします。また、3つの各常任委員会に一般会計補正予算（第12号）が分割付託されます。それぞれの常任委員会の直前の開庁日の午後1時までの提出をお願いいたします。それから再び——ごめんなさい、議事日程ですね、5-1のほうを御覧いただけたらと思います。諸般の報告につきましては、一部事務組合の報告につきましては、常総広域についてを赤羽議員、県南水道についてを佐藤議員、衛生組合を海東議員、加増議員、県南水防を関川議員、火葬場組合を石井議員、久保田議員となっております。御準備のほうをお願いいたします。説明は以上となります。大変申し訳ございませんでした。

○赤羽委員長 今の件についてよろしいですか。——それでは、ワーキングチームについては2月29日の正午までにメンバーの報告をお願いいたします。

休憩します。

午前10時33分休憩

午前11時03分開議

○赤羽委員長 再開します。

電子投票システムによる投票に関する取手市議会会議規則の改正について、事務局の説明を求めます。

永井係長。

○永井議会事務局係長 議会事務局、永井です。取手市議会会議規則の改正について、概要をご説明申し上げます。昨年12月にデモテック戦略特別委員会を開催しまして、先

ほど休憩中に御説明しました電子投票システムによる模擬投票を行いました。そこでいただいた委員の皆様からの意見を、協定の締結相手である東京インタープレイ株式会社様にフィードバックしてシステムを改修していただきました。先ほど休憩中には、議会運営委員会の皆様にも操作をしていただいたところでございます。今回の会議規則改正案につきましては、この電子投票システムを使用して、委員会における正副委員長の互選を行うことができるようにするものになります。また、オンライン委員会を開いた場合においても、このシステムを使えるように条文を規定しております。

条文の——各条文について少し説明しますと、126条1項についてです。こちらについては、正副委員長の互選の方法として、既存の投票箱を使った単記無記名投票に加えて、電子投票システムを加えるという条文にしております。またオンライン委員会においては、単記無記名投票という投票箱を使ったものは使用できませんので、電子投票システムだけを使う形で条文案をお示ししております。続いて126条第3項です。電子投票システムの投票を行った場合には、得票数が同数の場合のくじについても電子投票システムで行うという形で条文案を示しております。続いて126条第7項につきましては、オンライン委員会でこのシステムで互選をするといった場合には、オンライン委員会の場合、指名推選で行うと委員長が宣言した場合に異議を唱えた場合には投票に移行するわけですが、その異議の確認が難しいため、指名推選は用いないという形で条文案をお示ししております。条文の内容としては以上の内容になるんですけども、本日、お諮りした上で議会運営委員会で可決した場合には、定例会の初日に上程しまして、討論・採決まで行っていただければと考えております。そのため、本日決定していただいた一般会計予算・決算審査特別委員会の設置についてもお諮りする予定ですけども、そこで設置された場合には正副委員長の互選を行うことになりますので、そこでは電子投票システムも、会議規則が改正されていけばシステムを使うことができるようになるということになります。説明としては以上になります。

○赤羽委員長 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 質疑なしと認めます。

それではお諮りします。事務局の説明のとおり、会議規則の改正についての議案を提出することに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○赤羽委員長 全員賛成です。したがって、そのとおり決定いたします。なお、全員賛成のため、委員会提出議案として定例会に提出します電子投票システムのデモンストレーションを29日の全員協議会前に議場にて全員で実施したいと考えます。30分ほど時間がかかるとお思いますので、8時半から実施してはどうかと考えますが、御意見ございませんか。

〔「頑張ります」と呼ぶ者あり〕

〔笑う者あり〕

○赤羽委員長 それでは、そういうことで決定させていただきます。

それでは、お諮りします。2月29日の議員全員協議会前に議場にて全議員でデモンストレーションを行うことに、賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○赤羽委員長 全員賛成です。したがって、そのとおり決定いたします。

最後にその他です。まず、電子投票システムによる正副委員長の互選に関する申合せについて、事務局の説明を求めます。

永井係長。

○永井議会事務局係長 事務局、永井です。資料でお示ししたのものになりますけれども、実際にこの電子投票システムを運用するに当たって、決めておくべき事項をピックアップしたことになります。4点ありまして、1点目が、開票立会人は、管理者が投票システムの開票作業を行っている様子をチェックするという観点もございますので、立会人を会議室出席者に限る旨を規定しております。

2点目です。採決システムと同様に、棄権ボタンはオンライン委員会の場合にだけ使用するという形で規定しております。

3点目です。投票の秘密の保持のために、電子投票システムによる投票時にはパーティションを設置して、タブレットは平置きで操作するということを規定しております。

4点目については、得票数が同数の場合の電子くじについて、先ほど休憩中に、その計算方法等について御説明したところではございますが、その場合の任意の数字をシステム入力にする場合の順序について申合せとして定めておくものになります。

申合せの内容としては以上になりますが、1点ちょっと補足で御説明としましては、今現在、議長会のほうから標準市議会会議規則の改正案というものが示されております。主な内容としましては、オンラインで請願を提出するですとか、オンラインで議員提出議案を提出するといったものを可能にする地方自治法の改正がありましたので、それに合わせて会議規則等を改正しては、という内容になっております。今現在、事務局のほうで内容を精査しているところですので、今後、議会運営委員会の皆様にも、準備が整い次第お示ししていければと考えております。よろしくお願いいたします。

○赤羽委員長 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

入江委員。

○入江委員 1番のところでは全員オンラインで参加している場合の立会人というのは……。

○赤羽委員長 もう1回——マイク入れてもう1回お願いします。

○入江委員 1番のところなんですけど、全員オンラインで出席している場合の立会人というのはどのようにするのでしょうか。

○赤羽委員長 永井係長。

○永井議会事務局係長 ご説明申し上げます。この申合せを規定した場合には、会議室出席者が少なくとも2名以上必要になりますので、オンラインではできない——オンライン委員会ではできないということになります。ですので、互選は、後日リアルでやるのかオンラインでやるのかという形で、その場ではちょっとできないという形になります。先ほ

ど1点目の申合せを定める理由としては、管理者が開票作業をやっている様子を立会人がチェックしなければならないというところですが、本当にそこまで必要なのかという議論もあると思いますので、もしそこが——そこまでチェックしなくても大丈夫だよという考えに至った場合には、この申合せをまた変えて完全オンラインでやるという選択肢も出てくるのかなと思いますが、今現在としてはちょっと慎重な対応ということで申合せ事項に入れております。以上です。

○赤羽委員長 よろしいですか。

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 質疑なしと認めます。

それでは、事務局の説明のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○赤羽委員長 全員賛成です。したがって、そのとおり決定いたします。

次に、改選後に初めて開かれる委員会での執行部の挨拶についてです。

事務局の説明を求めます。

小笠原補佐。

○小笠原議会事務局長補佐 改選後初めて開かれる委員会での執行部の職員の挨拶についてでございます。4年前は、開会前に課長職以上の職員が自己紹介の挨拶をしておりました。現在、質疑について事前通告制となり、執行部側の職員の出席は関係する部署の職員の方だけという形になっております。課長職全員が出席しているような状況では現在ございません。今回も出席した職員のみでの自己紹介を行うのか、または全く自己紹介を行わないのか、その辺りについて御協議いただければと思います。よろしく願いいたします。

○赤羽委員長 以上で説明が終わりました。

このことについて、委員の皆さんの御意見を伺いたいと思います。

金澤委員。

○金澤委員 ごめんなさい、前ははどうだったんでしょうか。ちょっと今聞き漏らしちゃって申し訳ない。4年前。

○赤羽委員長 小笠原補佐。

○小笠原議会事務局長補佐 4年前につきましては課長職が出席しておりましたので——全員出席しておりましたので、その課長職は全員自己紹介をしたという流れでございました。

○赤羽委員長 金澤委員。

○金澤委員 今——何だ、事前通告制になってるという状況は理解をしているんですけども、どうなんだろう、最初ですし、新人議員さんは課長さんの顔と名前、一致しないという方も多くおられるかもしれませんので、最初だけは4年前と同じような形を取ってもいいのかなと思いますが。

○赤羽委員長 今、金澤委員からそのような意見がありました。そうしますと、事前通告制になっていますが、一番最初だけ通告されてない課長にも出席を求めるという形による

しいですか。

遠山委員。

○遠山委員 結局、出席する職員をなるべく少なくしようということから事前通告制が始まってというのは、コロナをきっかけにしてきたかなあ——いろいろこう、密にならないようにということで取り組んできたかなと思うんですけど、私自身も役所で、今行政もいろいろ大変ですから、職員も減ってきてると、私はちょっとそういう認識でいるんですけど、そういう意味ではなるべく市民にとっても不具合ないようにということで、多少理解はしてるんですけども、ただ議会は議会で、やっぱり大事な議会なので、そこに詳しい——特に課長が、まだ全部掌握、本来であればしているはずなんですけど、やっぱり係長だったり、そういった分担して仕事を進めてるというのも、そこは私も承知してるんですけども、何かもうちょっとその辺の議会に対する職員の配置というか、出席というか、その辺もうちょっと何か改善というかできないものか、事前に……

○赤羽委員長 遠山さん、遠山委員、遠山委員……。

○遠山委員 (続) 私はそもそも事前通告もなしにして、だから、そういう必要な職員が出席してくれるようなという、そこを求めていきたいと思うんですけど。

○赤羽委員長 要約しますと、遠山さんは事前通告じゃなくて、通告なしで質疑できるようにしてほしいという……

○遠山委員 そうそう、そうそう。

○赤羽委員長 (続) それは、ちょっと今の問題とは別ですんで後ほど審議したいと思います。ただ今、審議しているのは、最初の挨拶をするかどうかですから、だから金澤委員は、最初の挨拶のときだけ事前通告されてない、質疑の必要のない課長にはそのときだけ出席していただいて、挨拶だけして、一時休憩して退席してもらおうというのが金澤委員のお考えです。ですよ、金澤委員。

〔金澤委員うなづく〕

○赤羽委員長 遠山委員。

○遠山委員 よく、例えば福祉なんかでも、横の連携って議会でもほかの議員からも出てくると思うんですけど、私は事前通告あるなし関係なく、例えば福祉厚生だったらば、担当——関係担当部課長までは出て、例えば社会福祉課の課長が答弁していても、それをやっぱり同じ福祉部局であれば、課長級はしっかりそういう話も聞いておく。私はそれ必要だと思ってるんですよ。

〔「今は挨拶だよ」と呼ぶ者あり〕

○遠山委員 挨拶、だから当然課長が出席……

○赤羽委員長 今議論してるのは、そこじゃないです。

○遠山委員 当然課長が出席するはずというか、するべきだと思ってんの。であれば、金澤さんの心配もないよということですよ。だって何人というか、あれになる——だから全員課長級は——部課長は全員常任委員会には出席するということよ。

○入江委員 最初の挨拶の問題やってたんだから。

○遠山委員 ちゃうちゃう、それで質問——ごめん、事前通告のない課長は出席しないと

いうことでしょ、今。

○入江委員 違う、だから、しないんじゃないくて……。

○遠山委員 出席はしているの——出席はしてるんだ。いや、事前通告なければ出席しなくていいのかなと思っちゃったのよ。

〔会議室騒然〕

○赤羽委員長 ちょっと説明しますね。事前通告を受けて、答弁の予定のない課長は——部長は出席してますよ、課長は出席してません。で、答弁の予定のない課長も挨拶のときだけ呼びますかという話ですよ。

○遠山委員 だから、挨拶だけのためじゃなくて、私は福祉部局なら……

○入江委員 それはその先のほう、先の問題だよ、違うんだよ。

○遠山委員 (続) 先かなあ——だって、この機会に私は出席を求めたいと思いますよ。今、ごめん、地域福祉計画があるんだけど、それは全部全ての部署の課長級はそれを聞いておくべきだということで委員会でも——検証していても、何だこの検証はというのがあったのよ。そういう意味では、せめて議会の中できちっと話を聞いておけば共通認識というか共通理解につながると思ってるのね。そういう立場から、挨拶のためだけに来るなんてちょっとおかしいな。常任委員会ではきちっと課長級までは参加する、出席するべきだということを言いたい、私は。分かる。

○赤羽委員長 分かりました、はい。

そのほかの御意見は。

入江委員。

○入江委員 私も、最初ですから課長のほうには出席していただいて、自己紹介の挨拶といっても名前ですから、来て、名前と顔をちゃんと一致できれば新人議員さん、特に——ただ4月にまた人事異動があるんで変わっちゃう可能性もあるんですけど、とりあえず気持ちとして、最初のスタートですから。遠山さんのご意見出てましたけど、そういうような質疑の案件があれば、おのずと課長、係長というのは来ますから、心配しなくても大丈夫だと思いますよ。

○赤羽委員長 そのほかの御意見ございませんか。

それでは、採決をしたいと思います。金澤委員・入江委員から提案がありましたように、挨拶のときだけ全課長には出席をして挨拶してもらおうということで、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 じゃあ、そのように決まりましたので、ひとつ、そのようにお願いいたします。

遠山さんの件については、ゆっくり相談しましょう、それは後ほど。

小笠原補佐。

○小笠原議会事務局長補佐 今、通知のほうをさせていただきました、これ資料の8になるんですけども、令和6年第2回定例会の日程についての説明をちょっと簡単にさせていただきます。今予定しておりますのが、6月4日水曜日の開会——ごめんなさい、火曜日の開会で、6月17日、月曜日の閉会という日程でお示しのほうさせていただきます。

いております。説明のほうは以上でございます。

○赤羽委員長 ちょっと休憩します。

午前 11 時 22 分休憩

午前 11 時 22 分開議

○赤羽委員長 再開します。

議長、お願いします。

○岩澤議長 さっき冒頭に私のほうからお伝えした根岸議員からの資料請求の件、こちらでも議会運営委員会のほうで協議していただければと思います。

○赤羽委員長 それでは、資料請求の件について協議したいと思います。今までは原則として会派からしか資料請求ができなかったんですが、会派に属してない議員にも資料請求の権利を認めてほしいということですが、いかがいたしましょうか。これ申合せ。

遠山委員。

○遠山委員 今の生活ネットのほうからの請求ですよ、要望ですよ、今議長が。で、特別——予算・決算に限らず、常日頃、——何だ、議長宛てに資料請求をしたいということではできてるんですよ。で、基本条例の検証の中で、公明党さんかな——公明党からかな、むしろ、いつでも資料請求できるようにすべきだという意見が何か出されてたんだけど、むしろ私はそうあるべきだと思うくらいだからね。どうなんだろう、特別委員会に限らないで資料請求していけるという、そこを利用するということではどうなの。

○赤羽委員長 金澤委員。

○金澤委員 今少し話を整理したほうがいいのかと思うのは、岩澤議長に来たのは、多分その特別委員会での資料請求のところだと思うんですよ。特別委員会を今、設置するというふうに決めたけれども、その特別委員会に出てくる委員が、仮にその会派からということであれば、当然その中での資料請求は会派からという形になるのは普通のことなのかなと思います。ただ、遠山さん言ってるように確かに議長を経由して調査——資料請求というのはふだんからできますので、そういった形を例えば利用してもらおうというのも一つなのかなと思いますけど。

○赤羽委員長 事務局長。

○吉田議会事務局長 先ほどの資料請求の件なんですけども、どこで決まっているかというところでございますけども、こちらについては特別委員会の中で、審査の進め方というところで御協議いただいて、その中で会派ごとにまとめてというようなところで決めているということでございます。以上です。

○赤羽委員長 ですから特別委員会で決まっていることであって、そのほかにも、いつでも資料請求はできるわけですから、それは会派に限らずできてるんじゃないですか。

〔根岸委員外議員挙手〕

○赤羽委員長 委員外議員の発言を求められておりますが、それを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 異議なし、ではお願いします。

○根岸委員外議員 予算・決算特別委員会の資料請求は会派案分でお願いしますと。予算・決算特別委員会の構成については、先ほど質問されたとおり、会派案分ということになる——なりますが、なので、会派ごとにその資料請求するのはそのようになると考えています。ただ、今、御協議あった、いつでも請求できるという資料請求の仕方なんですけれども、申合せだったか何かで、たしか議会が始まる1週間前の——なんだか、その前にやるようにという——何か——そういう申合せに、たしかなっていたかと思うんですけど。議会が始まると議会等で手狭になるので、それに支障を来さないようにその事前に、それよりも前に……

○赤羽委員長 音が入ってないね。

○根岸委員外議員 (続) 電波がよくない。

〔「資料は議長に言えば」と呼ぶ者あり〕

○根岸委員外議員 そうなんですけど、それを何か期間が——定められてはいないですよ。ただ慣例としてそういう形で事前に——議会が始まる1週間前だか何かまでに出すようにというふうに私は認識していますので、それを撤回していただいて、議会中でも告示があった——上程があった後でしかその資料請求——実際にその資料を見てからになりますので、そういう形で資料請求ができるようにしていただければ問題ないかとは思いますが。そして、ちなみにその予算・決算特別委員会に所属できないということは、質疑する機会というのが付託日しかございませんので、それ以前に資料を頂かないと、それに関しての質疑もかなわないというところもお含みおきいただきたいと思っております。以上です。

○赤羽委員長 今、委員外議員の方から要望がありました。その辺の状況はどうなってるのか、ちょっと事務局、説明いただけますか。

吉田局長。

○吉田議会事務局長 こちらにつきましては、議会運営の申合せ事項がございまして、定例会直前1週間前以降は請求しないようにしたいと協議した経過がございまして。以上でございます。

○赤羽委員長 それはあれですか、請求できないということですか、それとも努力目標なんですか。

吉田局長。

○吉田議会事務局長 こちらについては、しないようにしたいと協議したということですので、できないということではないんですが、そもそも基本的にいわゆるその資料請求の部分については、執行機関のほうの任意提供の部分がございます。ですので、法的な定めがあって必ず回答しなければいけないというようなところがございまして。ですので、その定例会直前に例えば資料請求があったとしても、それが定例会までに返ってくるかどうかというところについても任意になってしまいますので、そこについては思ったようなところで請求が——請求した資料が戻ってこないということも十分考慮いただきたいと思っております。

○赤羽委員長 休憩します。

午前11時30分休憩

午前 11 時 36 分開議

○赤羽委員長 それでは、再開します。

それでは、検討課題として今回は結論を出さないことにいたします。

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤羽委員長 事務局からありませんか。——なしと認めます。

それでは、お疲れさまでした。これで議会運営委員会を閉会いたします。

午前 11 時 37 分散会

取手市議会委員会条例第 31 条第 1 項の規定により署名又は押印する。

議会運営委員会委員長 \_\_\_\_\_